

◎公会堂条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 公会堂の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 知事及び副知事に平成26年4月から平成27年3月までの間において支給されるべき給料を減額することとした。（附則第37項関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 教育委員会の事務局及び医療局の職員定数を増加することとした。（第2条関係）
- 2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における警察官の職員定数の特例を設けることとした。（附則第6項関係）
- 3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における警察官の階級別定数の特例を設けることとした。（附則第6項関係）
- 4 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）を超える職員の昇給については、勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。（第6条関係）
- 2 管理又は監督の地位にある職員の平成26年4月から平成27年3月までの間に支給されるべき給料の特別調整額を減額することとした。（附則第29項関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 55歳を超える職員の昇給については、勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。（第7条関係）
- 2 管理又は監督の地位にある職員の平成26年4月から平成27年3月までの間に支給されるべき管理職手当を減額することとした。（附則第31項関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 県が設立した地方独立行政法人が知事の認可を受けて処分をすることを要する県の出資等に係る重要な財産を定めることとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第8条関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎職員の配偶者同行休業に関する条例（条例第13号）

- 1 地方公務員法第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項から第8項までの規定並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるといふこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 配偶者同行休業の承認について定めることとした。（第2条関係）

- 3 配偶者同行休業の期間について定めることとした。(第3条関係)
- 4 配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由について定めることとした。(第4条関係)
- 5 配偶者同行休業の承認の申請について定めることとした。(第5条関係)
- 6 配偶者同行休業の期間の延長について定めることとした。(第6条関係)
- 7 配偶者同行休業の承認の取消事由について定めることとした。(第7条関係)
- 8 届出について定めることとした。(第8条関係)
- 9 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用について定めることとした。(第9条関係)
- 10 職務復帰後における号給の調整について定めることとした。(第10条関係)
- 11 退職手当の取扱いについて定めることとした。(第11条関係)
- 12 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(第12条関係)
- 13 施行期日等
 - (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。(附則第2項～附則第6項関係)
 - ア 岩手県職員定数条例
 - イ 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
 - ウ 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
 - エ 職員の育児休業等に関する条例
 - オ 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 病院、診療所及び助産所に対する実地の検査以外の検査について、手数料を徴収することとした。(別表第4関係)
- 2 保育士試験の免除の申請について、手数料を徴収することとした。(別表第4関係)
- 3 次の手数料の額を増額することとした。(別表第3～別表第5、別表第7関係)
 - (1) 採石法第33条の規定に基づく採取計画認可申請手数料
 - (2) 砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画認可申請手数料
 - (3) 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく採取計画変更認可申請手数料
 - (4) 狩猟免許更新申請手数料
 - (5) 介護支援専門員実務研修受講試験手数料
 - (6) 介護支援専門員実務研修手数料
 - (7) 介護支援専門員証交付手数料
 - (8) 介護支援専門員再研修手数料
 - (9) 介護支援専門員更新研修手数料
 - (10) 主任介護支援専門員研修手数料
 - (11) 技能検定手数料
 - (12) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
 - (13) 集約都市開発事業計画に係る建築基準関係規定適合性審査手数料
 - (14) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
- 4 旅券法に関する事務を政策地域部から環境生活部に移管することに伴い、所要の整備をすることとした。(別表第2、別表第3関係)
- 5 薬事法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第4、別表第6関係)。
- 6 施行期日
この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、5は、同年6月12日から施行することとした。(附則関

係)

◎岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 この条例の施行後5年を目途として、岩手県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加えることとした。（附則第7項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎みんなで取り組む防災活動促進条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 災害及び防災の定義を改めることとした。（第2条関係）
- 2 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第2条、第9条、第14条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎平泉世界遺産の日条例（条例第17号）

- 1 平成23年6月29日に世界遺産一覧表に記載された平泉の文化遺産（以下「平泉世界遺産」という。）について、県民をはじめ広く国内外の人々の理解を深め、適切な保存を行うことにより将来の世代に継承していくとともに、平泉世界遺産を活用した地域の振興を図るため、平泉世界遺産の日を設け、もって人と人、人と自然が共生する持続可能な地域社会の形成に資するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 平泉世界遺産の日について定めることとした。（第2条関係）
- 3 県の責務について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県民の自発的な取組の促進について定めることとした。（第4条関係）
- 5 施行期日
この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 岩手県固定資産評価審議会の委員の定数を10人以内とすることとした。（第2条関係）
- 2 地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 土地区画整理法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 児童手当法第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の受給資格及び額の認定等に係る事務を、新たに一関市が処理することとした。（別表第1関係）
- 4 児童手当法施行規則第12条第1項の規定により読み替えて適用する同令第4条第1項の現況の届出の受理等に係る事務を、新たに一関市が処理することとした。（別表第1関係）
- 5 市町村立学校職員の給与等に関する条例に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務を、新たに一関市が処理することとした。（別表第1関係）
- 6 水道法第32条の専用水道の施設の基準適合の確認等の事務を、紫波町が処理しないこととした。（別表第2関係）
- 7 公職選挙法施行令第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務を、新たに西和賀町が処理することとした。（別表第2関係）
- 8 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第33条第1項の地域の指定等に関する事務を、新たに大船渡市、陸前高田市及び滝沢市が処理することとした。（別表第2関係）

9 施行期日等

- (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1及び2は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎社会貢献活動の支援に関する条例及び岩手県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。（第1条、第2条関係）
 - (1) 社会貢献活動の支援に関する条例
 - (2) 岩手県文化芸術振興基本条例

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 いわて県民情報交流センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 別表第2の規定により算出した利用料金の上限額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円とすることとした。（別表第2関係）

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎いわて社会貢献・復興活動支援基金条例（条例第22号）

- 1 営利を目的としない団体が行う、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興その他不特定かつ多数のものとの利益の増進を図るための役務の提供等による社会に貢献する活動を支援するための事業に要する経費の財源に充てるため、いわて社会貢献・復興活動支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の使途及び処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）

7 施行期日等

- (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項関係）

◎いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 いわて体験交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 刑法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第19条関係）

2 施行期日

この条例は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則関係）

◎屋内温水プール条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 屋内温水プールの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2、別表第3関係）

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県土地利用審査会条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 岩手県土地利用審査会の委員の定数を7人とする事とした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 事業者は、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を送付する際、方法書を要約した書類を併せて送付しなければならないこととした。（第7条関係）
- 2 事業者は、方法書を作成したときは、当該方法書及びこれを要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととし、環境影響評価準備書及び環境影響評価書においてもこれと同様とする事とした。（第8条、第16条、第23条関係）
- 3 事業者は、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととした。（第8条の2、第49条関係）
- 4 事業者は、環境の保全のための措置等の実施状況を記載した報告書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。（第34条関係）
- 5 知事は、環境影響評価法第3条の7第1項の意見等を述べようとする場合には、岩手県環境影響評価技術審査会の意見を聴くものとする事とした。（第48条関係）
- 6 その他所要の整備をすることとした。（第9条、第15条、第17条関係）
- 7 施行期日等

（1）この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～附則第4項関係）

◎岩手県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 岩手県青少年問題協議会の委員の定数を20人以内とし、同協議会の委員に委嘱し、又は任命する者の範囲を改め、及び同協議会の委員に委嘱し、又は任命する者の区分ごとの定数を廃止することとした。（第2条関係）
- 2 岩手県青少年問題協議会の会長の選任の方法を定め、及び同協議会の副会長を廃職することとした。（第3条関係）
- 3 その他所要の改正をすることとした。（第2条、第3条関係）
- 4 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 交通安全対策基本法の一部改正に伴い、知事が必要と認める者として任命される委員の定数及び任期を定めることとした。（第3条関係）
- 2 岩手県交通安全対策会議の幹事の定数を29人以内とする事とした。（第4条関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（第3条関係）
- 4 施行期日等

（1）この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）所要の経過措置を講じることとした。（附則第2項関係）

◎消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 消費者行政活性化基金条例の有効期限を平成27年12月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県環境保健研究センター検査等手数料条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 岩手県環境保健研究センターにおいて行う検査及び試験の手数料の額を増額することとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第32号)

1 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の有効期限を平成27年6月30日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第33号)

1 後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金に係る拠出率を引き下げることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎福祉の里センター条例の一部を改正する条例(条例第34号)

1 福祉の里センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2～別表第4関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例の一部を改正する条例(条例第35号)

1 岩手県介護保険審査会において要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数を3人とする事とした。(第2条関係)

2 その他所要の改正をすることとした。(題名、第1条関係)

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎介護業務従事者処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第36号)

1 介護業務従事者処遇改善等臨時特例基金条例の有効期限を平成27年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎介護サービス施設整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 介護サービス施設整備等臨時特例基金条例の有効期限を平成27年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例(条例第38号)

1 介護保険法第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者の要件及び指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定めるといふこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)

2 指定居宅介護支援事業者の要件について定めることとした。(第2条関係)

3 基本方針について定めることとした。(第3条関係)

4 指定居宅介護支援事業所に置くべき従業者の員数等について定めることとした。(第4条関係)

5 管理者について定めることとした。(第5条関係)

6 内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第6条関係)

7 提供拒否の禁止について定めることとした。(第7条関係)

8 サービス提供困難時の対応について定めることとした。(第8条関係)

- 9 受給資格等の確認について定めることとした。(第9条関係)
- 10 要介護認定の申請に係る援助について定めることとした。(第10条関係)
- 11 身分を証する書類の携行について定めることとした。(第11条関係)
- 12 利用料等の受領について定めることとした。(第12条関係)
- 13 保険給付の請求のための証明書の交付について定めることとした。(第13条関係)
- 14 指定居宅介護支援の基本取扱方針について定めることとした。(第14条関係)
- 15 指定居宅介護支援の具体的取扱方針について定めることとした。(第15条関係)
- 16 法定代理受領サービスに係る報告について定めることとした。(第16条関係)
- 17 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付について定めることとした。(第17条関係)
- 18 利用者に関する市町村への通知について定めることとした。(第18条関係)
- 19 管理者の責務について定めることとした。(第19条関係)
- 20 運営規程について定めることとした。(第20条関係)
- 21 勤務体制の確保について定めることとした。(第21条関係)
- 22 設備、備品等について定めることとした。(第22条関係)
- 23 従業者の健康管理について定めることとした。(第23条関係)
- 24 掲示について定めることとした。(第24条関係)
- 25 秘密保持等について定めることとした。(第25条関係)
- 26 広告について定めることとした。(第26条関係)
- 27 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等について定めることとした。(第27条関係)
- 28 苦情解決について定めることとした。(第28条関係)
- 29 事故発生時の対応について定めることとした。(第29条関係)
- 30 会計の区分について定めることとした。(第30条関係)
- 31 記録の整備について定めることとした。(第31条関係)
- 32 基準該当居宅介護支援の準用規定について定めることとした。(第32条関係)
- 33 補則について定めることとした。(第33条関係)
- 34 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 自殺対策緊急強化基金条例の有効期限を平成27年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第1条関係)
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
 - (1) 重度訪問介護の対象者を拡大することとした。(第5条関係)
 - (2) 共同生活介護を共同生活援助へ一元化するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準を定めること

とした。(第6条、第114条、第157条の2、第195条～第201条の12関係)

(3) 障害程度区分を障害支援区分に改めることとした。(第80条、附則第2項関係)

(4) 共同生活介護を共同生活援助に一元化することに伴い共同生活介護に係る規定を削除することとした。(第124条～第141条関係)

(5) その他所要の改正をすることとした。(目次、第4条、第101条、第119条、第159条、第172条、第204条、第205条、附則第14項～附則第17項、附則第23項関係)

(6) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第4項～附則第13項、附則第18項～附則第20項、附則第22項関係)

2 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

障害程度区分を障害支援区分に改めることとした。(第39条、附則第2項関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第4項関係)

◎児童の身元保証事業による損失補助に関する条例を廃止する条例(条例第42号)

1 児童の身元保証事業による損失補助に関する条例を廃止することとした。(本則関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎いわて子どもの森条例の一部を改正する条例(条例第43号)

1 いわて子どもの森の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第44号)

1 看護職員修学資金の償還に係る遅延利息の額の計算に用いる利率の特例を改めることとした。(附則第2項関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(条例第45号)

1 いわてリハビリテーションセンターが行う指定居宅サービス等に係る利用料金の額を定めることとした。(第4条関係)

2 その他所要の改正をすることとした。(第1条関係)

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎産業文化センター条例の一部を改正する条例(条例第46号)

1 産業文化センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2～別表第4関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第47号)

1 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の有効期限を平成31年3月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第48号)

1 職業能力開発総合大学校で行う指導員訓練の訓練課程の見直しに伴い、専門課程の訓練基準を改めることとした。(第6条関係)

2 職業能力開発総合大学校で行う指導員訓練の訓練課程の見直しに伴い、専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員の基準を改めることとした。(第11条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例(条例第49号)

1 勤労身体障がい者体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎農業ふれあい公園条例の一部を改正する条例(条例第50号)

1 農業科学博物館の入館料の額を増額することとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例(条例第51号)

1 家畜保健衛生所の手数料の額を増額することとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎緑化センター条例の一部を改正する条例(条例第52号)

1 緑化木流通施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎林業技術センター条例の一部を改正する条例(条例第53号)

1 林業技術センターが依頼に応じて行う試験等の手数料の額を増額することとした。(別表関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎森林公園条例の一部を改正する条例(条例第54号)

1 森林公園の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎水産科学館条例の一部を改正する条例(条例第55号)

1 水産科学館の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例(条例第56号)

1 漁港施設の占用料及び公共空地等占用料の額を増額することとした。(別表第2、別表第5関係)

2 駐車場の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第6関係)

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎海岸休養施設条例の一部を改正する条例(条例第57号)

1 海岸休養施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 道路法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第2条、附則第2項関係）
- 2 道路の占用料の額を増額することとした。（別表関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県水防協議会条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 岩手県水防協議会の委員の定数を15人以内とすることとした。（第3条関係）
- 2 岩手県水防協議会の庶務は、県土整備部において処理することとした。（第5条関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（第1条～第4条、第6条関係）
- 4 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 流水の占用の登録を受けた水利使用について水力による発電のための流水占用料を徴収することとした。（第2条関係）
- 2 水力による発電のための流水占用料等の額を増額することとした。（第3条、別表第2関係）
- 3 流水の占用の登録を受けた水利使用に係る水力による発電のための流水占用料の還付について定めることとした。（第5条関係）
- 4 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用料の額を増額することとした。（第3条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 県立都市公園の使用料の額を増額することとした。（別表第2、別表第3関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県開発審査会条例の一部を改正する条例（条例第63号）

- 1 岩手県開発審査会の委員の定数を7人とすることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎風致地区内の建築等の規制に関する条例を廃止する条例（条例第64号）

- 1 風致地区内の建築等の規制に関する条例を廃止することとした。（本則関係）
- 2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 県営住宅に県営上平アパートを加えることとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。（附則関係）

◎建築士法施行条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 指定登録機関の名称の変更に伴い、所要の整備をすることとした。（第3条関係）
- 2 指定試験機関の名称の変更に伴い、所要の整備をすることとした。（第5条関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県建築士審査会の委員の定数に関する条例（条例第67号）

- 1 岩手県建築士審査会の委員の定数を定めることとした。（本則関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 他人の需要に応じ航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する者から徴収する着陸料をその2分の1の額に軽減する特別措置を講ずる期間を、平成27年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）
- 2 空港施設の着陸料等の額を増額することとした。（第16条関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎医療局医師奨学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第69号）

- 1 医療局長が定める額を超えて医療局医師奨学資金の貸付けを受けた者が当該奨学資金の返還等の免除を受けるための県立病院等における在職期間を定めることとした。（第9条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 県営工業用水道の料金の額を増額することとした。（第3条関係）
- 2 施行期日等

- (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例（条例第71号）

- 1 県立高等学校の授業料及び通信制受講料の納付を猶予することとした。（第3条、第6条関係）
- 2 就学支援金の支給があったものとみなされる者に係る授業料及び通信制受講料を、当該支給があったものとみなされる額を限度として納付することを要しないこととした。（第3条、第6条関係）
- 3 就学支援金の受給資格の要件を欠く者、受給資格の要件を欠くこととなった者その他規則で定めるものに係る授業料及び通信制受講料の納付に関して必要な事項を規則で定めることとした。（第3条、第6条関係）
- 4 就学支援金の支給があったものとみなされる者に係る既納の授業料及び通信制受講料について、当該支給があったものとみなされる額を限度として還付することとした。（第9条関係）
- 5 その他所要の整備をすることとした。（第3条、第6条～第8条関係）
- 6 施行期日等

- (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎岩手県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例（条例第72号）

- 1 岩手県社会教育委員の委嘱の基準を定めることとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の改正をすることとした。（題名、第1条、第2条関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県民会館条例の一部を改正する条例（条例第73号）

- 1 県民会館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）
- 2 ホール以外の室のうち、撮影室を廃止し、ミーティングルームを設けることとした。（別表第3関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎博物館条例の一部を改正する条例（条例第74号）

- 1 博物館の入館料の額を増額することとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎青少年の家条例の一部を改正する条例（条例第75号）

- 1 青少年の家の附属の施設の使用料の額を増額することとした。（別表第1関係）
- 2 岩手県立県北青少年の家の附属の施設（スケート場）の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎美術館条例の一部を改正する条例（条例第76号）

- 1 常設展観覧料の額を増額することとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立体育館条例の一部を改正する条例（条例第77号）

- 1 県立体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立野球場条例の一部を改正する条例（条例第78号）

- 1 県立野球場の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立スケート場条例の一部を改正する条例（条例第79号）

- 1 県立スケート場の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎スキージャンプ場条例の一部を改正する条例（条例第80号）

- 1 スキージャンプ場の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎武道館条例の一部を改正する条例（条例第81号）

- 1 武道館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第82号）

- 1 禁止する卑わいな行為に着衣で覆われている他人の下着等を撮影する目的で当該下着等を撮影することができる位置に写真

機等を差し出す行為を加えることとした。(第8条関係)

2 つきまとい行為等として禁止する行為の内容を改めることとした。(第9条関係)

3 卑わいな行為及びつきまとい行為等に係る罰則を強化することとした。(第12条関係)

4 その他所要の整備をすることとした。(第8条、第13条～第15条関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、平成26年7月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第83号)

1 初心運転者講習を行う指定試験機関等が当該講習を廃止したことに伴い、所要の整備をすることとした。(別表第7関係)

2 駐車監視員資格者講習手数料の額を増額することとした。(別表第7関係)

3 道路交通法の一部改正に伴い、特定取消処分者に係る運転免許試験の手数料の額を定めることとした。(別表第7関係)

4 道路交通法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第7関係)

5 施行期日

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号)の施行の日から施行することとした。ただし、1は公布の日から、2は平成26年4月1日から施行することとした。(附則関係)